

第**78**期

定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

場所

東京都中央区新川二丁目5番2号
当社本店7階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任
監査役に対する退職
慰労金贈呈の件



(証券コード1787)
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目5番2号
株式会社 ナカボーテック
代表取締役
社 長 名 井 肇

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力書面により事前の議決権行使をいただき株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面による事前の議決権行使の際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川二丁目5番2号
当社本店7階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第78期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合、並びに株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(アドレス<https://nakabohtec.co.jp/ir/index.html>)に掲載させていただきます。
- ◎今般の新型コロナウイルス感染拡大防止を背景とした株主総会運営迅速化の指摘を踏まえ、従来実施しておりましたスライド投影による事業報告内容の説明を本株主総会では行わず、事前に上記ウェブサイトに掲載することといたしました。当該スライドは、6月21日(月)以降に同ウェブサイトでご覧いただけますので、株主の皆様におかれましては是非ご覧いただきますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止への対応
- ご来場の株主様は、マスクのご持参及びご着用、アルコール消毒のご使用にご協力をお願い申し上げます。
 - ご来場の株主様は、会場の入り口付近にて、非接触型体温計による検温へのご協力をお願い申し上げます。場合によっては、運営スタッフが追加で検温のご協力をお願いすることがございますが、その際にご協力をいただくとともに、“発熱がある”と認められる際はご入場をお断りする場合がございます。
 - ご来場の株主様は、マスクのご着用及び検温等へご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分について、従来より安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回り等を総合的に勘案して決定する方針としており、その具体的目標として、配当性向70%を目途とすることに加え、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年度より今後5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行うこととしました。

上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、かつ、来期は当社創立70周年を迎える区切りの年となりますので、第78期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
1株当たり260円の普通配当に記念配当70円を加えて1株当たり合計330円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は798,818,790円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	在任 年数	取締役会への 出席状況
1	再任 きむら 木村 ひろし 浩	取締役執行役員 社長補佐	1年	10回/10回 (100%)
2	再任 なか たに 仲谷 のぶ ひと 伸人	代表取締役副社長 執行役員事業開発本部長 兼経営企画室、品質保証室主管	9年	13回/13回 (100%)
3	再任 ま どの 真殿 ひろし 宏	取締役 執行役員内部監査室、 製造・調達部主管兼製造・調達部長	6年	13回/13回 (100%)
4	再任 ふじ わら 藤原 ひろ かた 博方	取締役 執行役員事業統括本部長 兼事業統括本部営業統括部長	6年	13回/13回 (100%)
5	再任 あん の 阿武 ひろ あき 宏明	取締役 執行役員経理部、総務部、安全環境 室主管	4年	13回/13回 (100%)
6	再任 みなみ 南 まさ のぶ 正信	取締役 執行役員事業統括本部副本部長 兼事業企画室長	2年	13回/13回 (100%)
7	再任 なか がわ 中川 てつ お 哲央	社外取締役 取締役	45年	13回/13回 (100%)
8	新任 ほし かわ 星川 つぐ お 次夫	社外取締役		

候補者番号

再任

1

きむら ひろし
木村 浩
(1962年1月23日生)

所有する当社の株式の数	600株
取締役在任年数	1年
取締役会への出席状況	10回/10回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1984年 4月	三井金属鉱業株式会社入社	2012年 6月	同社営業部長
2004年 10月	同社機能材料事業本部薄膜材料事業部 技術部長	2013年 6月	三井金属鉱業株式会社機能材料事業本 部企画部長
2007年 4月	同社機能材料事業本部薄膜材料事業部 企画室長	2014年 6月	吉野川電線株式会社代表取締役社長 (現任)
2011年 6月	日本結晶光学株式会社社長付	2020年 6月	当社取締役兼執行役員社長補佐(現任)

取締役候補者とした理由

木村浩氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において薄膜材料をはじめとする電子機器向け素材分野の技術・営業ならびに企画に携わり、ものづくりに対する深い知見を有すると共に、数多くの技術や製品の育成に尽力してきました。加えて、同社の関係会社である吉野川電線株式会社代表取締役社長も歴任し、事業環境の変化に即応した経営の実践を通じて経営トップとしてのリーダーシップを発揮し企業組織を牽引してきました。以上において培われた同氏の経営者としての幅広い見識と経験に対して当社は、企業価値を更に向上させていくうえで必要とすべき人材であり、当社の事業基盤を今後さらに盤石なものとし着実な発展の実現に貢献し得る適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

再任

2

なか たに のぶ ひと
仲谷 伸人
(1956年10月20日生)

所有する当社の株式の数	8,200株
取締役在任年数	9年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1981年 4月	当社入社	2016年 4月	当社取締役兼執行役員事業開発本部長兼情報システム室、品質保証室主管兼事業開発本部技術開発センター長
2007年 4月	当社事業推進部 RC 推進室長	2017年 4月	当社取締役兼執行役員事業開発本部長兼経営企画室、品質保証室主管兼事業開発本部技術開発センター長兼事業開発本部事業開発部長
2008年 4月	当社事業推進部 RC 推進部長	2017年 6月	当社代表取締役副社長兼執行役員事業開発本部長兼経営企画室、品質保証室主管兼事業開発本部技術開発センター長兼事業開発本部事業開発部長
2009年 4月	当社技術研究所長	2018年 4月	当社代表取締役副社長兼執行役員事業開発本部長兼経営企画室、品質保証室主管 (現任)
2010年 6月	当社執行役員技術研究所長		
2012年 6月	当社取締役兼執行役員技術研究所、品質保証室、内部監査室主管		
2013年 4月	当社取締役兼執行役員技術研究所、品質保証室、内部監査室主管兼防汚プロジェクトリーダー		
2014年 4月	当社取締役兼執行役員事業開発本部長兼品質保証室主管兼防汚推進部長		
2015年 6月	当社取締役兼執行役員事業開発本部長兼情報システム室、品質保証室主管兼防汚推進部長		
2015年 7月	当社取締役兼執行役員事業開発本部長兼情報システム室、品質保証室主管		

取締役候補者とした理由

仲谷伸人氏は、当社に入社以来、主に防食技術における研究・開発の分野に携わり、これまでに事業推進部 RC推進部長、技術研究所所長を歴任し、2017年に当社代表取締役副社長に就任した後は、当社の事業開発、経営企画、品質保証の各部門をとりまとめ、当社の技術力の要を主導しています。また、産学連携による技術開発や次世代を担う技術社員の採用など対外的な取り組みにも尽力し当社の技術力の維持・向上に貢献しています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知識に対し当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

再任

3

ま どの ひろし
真殿 宏
(1957年 8月 3日生)

所有する当社の株式の数	4,000株
取締役在任年数	6年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1981年 4月	当社入社	2015年 6月	当社取締役兼執行役員製造・調達部主管兼製造・調達部長兼調達部長
2007年 4月	当社中国支店長	2016年 4月	当社取締役兼執行役員製造・調達部主管兼製造・調達部長
2009年 4月	当社九州支店長	2016年 10月	当社取締役兼執行役員内部監査室、製造・調達部主管兼製造・調達部長 (現任)
2010年 6月	当社執行役員九州支店長		
2013年 4月	当社執行役員生産・調達部長		
2014年 4月	当社執行役員製造・調達部長兼調達部長		

取締役候補者とした理由

真殿宏氏は、当社に入社以来、技術、営業、製造・調達の各分野に携わり、これまでに中国支店長、九州支店長、製造・調達部長兼調達部長を歴任してきました。2015年に取締役に就任後も製造・調達部門を所管し、防食材料の生産管理をはじめ各種資材の調達管理を主導し当社の防食技術をマテリアルの面から支えています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知見に対して当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

再任

4

ふじ わら ひろ かた
藤原 博方
(1958年11月27日生)

所有する当社の株式の数	5,100株
取締役在任年数	6年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1982年 4月	当社入社	2015年 6月	当社取締役兼執行役員事業統括本部営業統括部、東京支店北海道営業所・北陸営業所、東関東支店主管兼事業統括本部営業統括部長
2007年 4月	当社北海道支店長	2017年 4月	当社取締役兼執行役員事業統括本部長兼事業統括本部営業統括部長 (現任)
2009年 4月	当社事業推進部営業部長		
2011年 4月	当社事業統括部営業部長		
2012年 6月	当社執行役員事業統括部営業部長		
2014年 4月	当社執行役員事業統括本部営業統括部長		

取締役候補者とした理由

藤原博方氏は、当社に入社以来、主に営業及び施工管理の各分野に携わり、これまでに北海道支店長、事業統括部営業部長を歴任し、2015年に取締役就任後も事業統括本部長として当社の全支店ならびに全営業所をとりまとめ顧客及び施工現場の最前線に立つ全社員の総指揮をとり業績につなげています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知見に対して当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

再任

5

あんの ひろあき
阿武 宏明
(1958年10月6日生)

所有する当社の株式の数	4,000株
取締役在任年数	4年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1983年 4月	当社入社	2013年 4月	当社執行役員九州支店長
2008年 4月	当社東京支店営業部長	2014年 4月	当社執行役員事業統括本部九州支店長
2009年 4月	当社中国支店長	2017年 4月	当社執行役員事業統括本部東京支店長
2011年 4月	当社名古屋支店長	2017年 6月	当社取締役兼執行役員事業統括本部東京支店主管兼事業統括本部東京支店長
2012年 4月	当社執行役員名古屋支店長	2019年 6月	当社取締役兼執行役員経理部、総務部、安全環境室主管(現任)

取締役候補者とした理由

阿武宏明氏は、当社に入社以来、主に営業分野に携わり、これまでに東京支店営業部長、中国支店長、名古屋支店長、九州支店長、東京支店長を経て、2017年に取締役就任後は経理、総務、安全環境の補助管理を担う各分野を所管しコンプライアンスの徹底、ガバナンスの維持に貢献しています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知見に対して当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

再任

6

みなみ

南

(1962年6月21日生)

まさ のぶ

正信

所有する当社の株式の数	3,300株
取締役在任年数	2年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1987年 4月	当社入社	2016年 4月	当社執行役員事業開発本部事業開発部長兼経営企画室長兼情報システム室長
2011年 4月	当社事業統括部技術部長	2017年 6月	当社執行役員事業統括本部名古屋支店長
2013年 6月	当社執行役員事業統括部技術部長	2019年 6月	当社取締役兼執行役員事業統括本部名古屋支店主管兼名古屋支店長
2014年 4月	当社執行役員事業統括本部技術統括部長	2021年 4月	当社取締役兼執行役員事業統括本部副本部長兼事業企画室長(現任)

取締役候補者とした理由

南正信氏は、当社に入社以来、主に営業、施工管理、技術開発の各分野に携わり、これまでに事業統括本部技術統括部長、事業開発本部事業開発部長兼経営企画室長兼情報システム室長等を経て、2019年に取締役に就任後は名古屋支店長をはじめ事業統括本部副本部長兼事業企画室長として顧客及び施工現場の最前線に立つ営業及び施工管理を担う全社員の指揮をとり業績につなげています。これらの当社における同氏の豊富な業務経験と実績及び経営全般の知見に対して当社は、事業の更なる強化発展への実現を期待し得る人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

再任

社外取締役

7

なか がわ てつ お
中川 哲央
(1948年4月10日生)

所有する当社の株式の数	64,350株
取締役在任年数	45年
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1971年 4月	三井物産株式会社入社	2007年 9月	同社団法人入職
1976年 4月	当社取締役（現任）	2009年 3月	同社団法人退職
2000年 4月	三井物産株式会社地球環境室次長		
2006年 6月	社団法人日本能率協会出向地球温暖化 対策支援室検証審査部長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中川哲央氏は、総合商社ならびに経営革新の推進機関における勤務経験に基づき企業活動ならびに経営に関する幅広い見識を有しています。同氏は当社創業家出身であり、45年の長きにわたり当社の社外取締役を務め、この間、業務執行に関する適切な助言や指導を行っていただいております。以上のことから、持続的な企業価値向上に取り組む当社において重要事項の決定と業務執行を監督するうえで適切な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

新任

社外取締役

8

ほし かわ つぐ お
星川 次夫
(1964年3月9日生)

所有する当社の株式の数	0株
取締役在任年数	—
取締役会への出席状況	—

略歴、当社における地位、担当

1988年4月	三井金属鉱業株式会社入社	2015年4月	三井金属アクト株式会社常務執行役員兼欧米ビジネスユニット長
2009年3月	MITSUI COMPONENTS EUROPE,LTD 社長兼NIHON KESSHO KOOGAKU (USA),INC.取締役	2017年4月	同社常務執行役員兼欧米ビジネスユニット長兼技術開発本部長
2011年10月	三井金属アクト株式会社技術本部開発部長	2018年4月	同社取締役兼常務執行役員兼技術開発本部長兼技術開発本部荊崎テクニカルセンター長
2013年4月	GECOM Corp.社長兼生産本部欧米ビジネスユニット長	2020年3月	同社取締役兼常務執行役員兼技術開発本部荊崎テクニカルセンター長兼技術開発本部長兼MPW本部副本部長
		2021年4月	同社取締役兼常務執行役員兼MPW本部長兼MPW本部テクニカルセンター長(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

星川次夫氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において主に自動車部品の製造・開発を通じて高効率、高品質のものづくりに対する深い知見を有すると共に、欧米、東南アジア等の海外における生産拠点の経営にも携わり、グローバルに事業を展開する企業経営に対しても豊富な経験に基づく高度な見識を有しています。以上のことから、持続的な企業価値向上に取り組む当社において重要事項の決定と業務執行を監督するうえで適切な人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役綾部靖彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、高原一紀氏は、綾部靖彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時期までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次の通りであります。

新任

たか はら かず のり
高原 一紀
(1959年6月16日生)

所有する当社の株式の数	0株
監査役在任年数	—
取締役会への出席状況	—
監査役会への出席状況	—

略歴、当社における地位

1984年4月	三井金属鉱業株式会社入社	2014年6月	三谷伸銅株式会社代表取締役社長(現任)
2006年4月	同社関連事業本部圧延加工事業部営業統括部営業企画室長兼圧延加工事業部情報企画室室長代理	2014年6月	新キタミ株式会社代表取締役社長(現任)
2010年7月	三井住友金属鉱山伸銅株式会社企画管理部副部長	2015年6月	三星工業株式会社非常勤取締役(現任)

監査役候補者とした理由

高原一紀氏は当社の関係会社である三井金属鉱業株式会社に入社し、同社において亜鉛製錬部門の製造・生産技術や伸銅部門の製造・企画・営業等に携わり、各事業に深く幅広い知見を有しています。また伸銅事業では他社とのアライアンスによる企業経営を経験し、更にグループ企業の経営を長年担ってきており、企業経営者としての豊富な経験と高度な見識を有しています。以上のことから、当社経営の監査において十分な役割を果たすことができる適切な人材と判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役名井肇、取締役木部久和及び監査役綾部靖彦の3氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社において予め取締役会で定められた取締役会の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告22ページから24ページに記載の通りであります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
名井 肇 <small>みよしい はじめ</small>	2012年6月 当社取締役 現在に至る
木部 久和 <small>きべ ひさかず</small>	2016年6月 当社取締役 現在に至る
綾部 靖彦 <small>あやべ やすひこ</small>	2016年6月 当社常勤監査役 現在に至る

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におきましては、老朽化する社会インフラへの維持管理、長寿命化への取り組みが続いており、期初から港湾設備の維持補修案件が幅広く出件され、新型コロナウイルス感染症の影響も最小限に留まりました。このような状況のもと、当社は、調査業務や提案営業に注力しつつ、新技術・新工法の開発、展開に積極的に取り組んでまいりました。

結果、受注高は、期初から港湾及びR Cの大型案件の出件が相次ぎ、前事業年度に比べ1,558百万円増の13,026百万円となり、売上高は前事業年度に比べ1,993百万円増の13,013百万円となりました。受注残高は前事業年度末に比べ13百万円増の2,466百万円となりました。

損益面では、売上高の増加に伴い、経常利益は前事業年度に比べ645百万円増の1,309百万円となり、当期純利益は同435百万円増の901百万円となりました。

各事業別の概況は以下のとおりであります。

港湾事業は、東北地区の復興創生期間が最終年度となり公共工事の予算が集中したこと、また国土強靱化予算の増額に伴い、受注高は前事業年度に比べ760百万円増の7,937百万円となり、売上高は同1,300百万円増の8,035百万円となりました。

地中事業は、農政関連の出件増により、受注高は前事業年度に比べ98百万円増の2,678百万円となり、売上高は同417百万円増の2,895百万円となりました。

陸上事業は、受注高は前事業年度に比べ284百万円減の719百万円となり、売上高は同56百万円減の837百万円となりました。

R Cその他の事業は、前事業年度出件予定のR C大型案件が当事業年度出件となり、受注高は前事業年度に比べ983百万円増の1,691百万円となり、売上高は同333百万円増の1,244百万円となりました。

なお当社は、安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回りを総合的に勘案して決定する従来の利益配分方針に加え、2019年5月9日開催の取締役会において、その具体的目標として、配当性向70%を目途とし、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年度以降5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行う方針を決定し、東京証券取引所に開示しております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ普通配当260円とするとともに、来期は当社創立70周年を迎える区切りの年となりますので記念配当70円を加え、直近の配当予想から110円増配し、1株当たり330円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

事業別売上高は、次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	販売区分	第 78 期 (当事業年度)		第 77 期		対前期増減率 (%)
		売上高	構成率 (%)	売上高	構成率 (%)	
港湾事業	完成工事高	6,400	49.2	5,626	51.1	13.8
	製品等売上高	1,634	12.6	1,108	10.1	47.5
	計	8,035	61.7	6,735	61.1	19.3
地中事業	完成工事高	2,796	21.5	2,397	21.8	16.7
	製品等売上高	98	0.8	80	0.7	21.6
	計	2,895	22.2	2,478	22.5	16.8
陸上事業	完成工事高	382	2.9	375	3.4	1.9
	製品等売上高	454	3.5	519	4.7	△12.4
	計	837	6.4	894	8.1	△6.4
RC事業	完成工事高	1,166	9.0	608	5.5	91.6
	製品等売上高	62	0.5	1	0.0	4,806.6
	計	1,228	9.4	609	5.5	101.4
国際事業	完成工事高	0	0.0	26	0.2	△99.0
	製品等売上高	15	0.1	274	2.5	△94.3
	計	15	0.1	301	2.7	△94.7
全社合計	完成工事高	10,747	82.6	9,034	82.0	19.0
	製品等売上高	2,266	17.4	1,984	18.0	14.2
	計	13,013	100.0	11,019	100.0	18.1

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

引き続き、借入金残高はゼロで推移しております。

② 設備投資

当事業年度の設備投資額は132百万円で、その主な内容は、鉄イオン供給装置及び鋳造用鋳型の更新であります。

(3) 財産及び損益の状況

当事業年度及び過去3年間の業績の推移は次表のとおりであります。

区 分	第 75 期	第 76 期	第 77 期	第 78 期 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	11,064	11,068	11,467	13,026
売 上 高 (百万円)	10,918	10,976	11,019	13,013
経 常 利 益 (百万円)	469	638	664	1,309
当 期 純 利 益 (百万円)	320	437	466	901
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	62円07銭	171円81銭	185円59銭	365円80銭
総 資 産 (百万円)	10,556	10,762	10,576	11,251
純 資 産 (百万円)	7,180	7,142	7,122	7,453
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,391円79銭	2,822円48銭	2,863円07銭	3,079円18銭

(注) 1. 2018年10月1日付けで普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 受注高等の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

今後の事業活動におきましては、公共投資の量的制約、受注競争の激化、原材料価格や労務費の上昇、与信リスクの顕在化などのダウンサイド・リスクを認識する必要がありますが、ライフサイクル・コストの観点から、維持補修を中心としたインフラ整備の方向性は、設備の延命化を目的とする当社防食事業にとって追い風であると認識しております。

このような判断、現状認識のもと、当社は以下のことを対処すべき課題とし、全社一丸で収益基盤強化の取り組みを進めております。

1. 事業毎に技術に裏打ちされた提案営業を徹底し、防食効果の経済性を市場に浸透させ、既存の更新にとどまらず、無防食設備や従来認識されていなかった新たな対象の「掘り起こし」を図る。
2. 事業で培った技術力、営業力を総合的に活かし、新商品、新事業の展開を加速する。
3. 生産性向上や更なるコスト・ダウンの推進など、競争力と収益力の維持・改善を図る。
4. 人材を確保・育成し、将来想定される事業環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築する。

以上の実施に加え、日常の事業活動におけるたゆまぬ努力により、企業価値を高め、配当可能利益の確保に努めてまいります。

次年度（第79期）につきましては、当年度のような港湾及びRCの大型案件が少なくなる反動はあるものの、港湾関連を中心とした堅調な需要を確実に捉え、生産性を高めていくことで、売上高116億円、経常利益8.3億円、当期純利益5.7億円を見込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点では見通しに織り込んでおりませんが、今後緊急事態宣言等に伴う工事の延期・自粛が長期化した場合、業績に影響を与える可能性があります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は電気防食工事、被覆防食工事、塗装防食工事及び腐食環境調査等総合的な防食に関する事業を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

なお、当社は建設業法に則り特定建設業「(特-27) 第4101号」許可のもとに、事業を行っております。

(6) 主要な事業所及び使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区	営 業 所	
支 店		北 海 道 営 業 所	北 海 道 札 幌 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市	北 陸 営 業 所	新 潟 県 新 潟 市
東 関 東 支 店	千 葉 県 市 原 市	福 島 営 業 所	東 北 支 店 内
東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市	南 九 州 営 業 所	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 那 覇 市
中 国 支 店	広 島 県 広 島 市	工 場 ・ 調 達	
九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市	製 造 ・ 調 達 部	埼 玉 県 上 尾 市
		研 究 所	
		技 術 開 発 セ ン タ ー	埼 玉 県 上 尾 市

② 使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
264名	1名増	42.14歳	15.91年

(注) 使用人数には再雇用者（エルダー社員）、契約社員等は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

なお、三井金属鉱業株式会社は、当社の株式を781千株（自己株式181,837株を控除した持株比率32.26%）保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(8) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,510,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,602,500株 |
| (3) 株主数 | 700名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
三井金属鉱業株式会社	781,000	32.26
ナカボーテック取引先持株会	196,300	8.10
ナカボーテック社員持株会	161,695	6.67
株式会社 麻生	153,700	6.34
日本生命保険相互会社	67,500	2.78
中 川 哲 央	64,350	2.65
株式会社三井住友銀行	50,000	2.06
合同会社ワイズ	50,000	2.06
三井住友信託銀行株式会社	50,000	2.06
川 部 英 子	27,600	1.14

(注) 持株比率は自己株式 (181,837株) を控除して計算しております。

3. 会社役員の様況

(1) 取締役及び監査役の様況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	名 井 肇	最高業務執行責任者
代表取締役副社長	仲 谷 伸 人	執行役員事業開発本部長兼経営企画室、品質保証室主管
取 締 役	真 殿 宏	執行役員内部監査室、製造・調達部主管兼製造・調達部長
取 締 役	藤 原 博 方	執行役員事業統括本部長兼事業統括本部営業統括部長
取 締 役	阿 武 宏 明	執行役員経理部、総務部、安全環境室主管
取 締 役	南 正 信	執行役員事業統括本部名古屋支店主管兼名古屋支店長
取 締 役	木 村 浩	執行役員社長補佐
取 締 役	中 川 哲 央	
取 締 役	木 部 久 和	三井金属鉱業株式会社取締役常務執行役員関連事業統括部長
常 勤 監 査 役	綾 部 靖 彦	
監 査 役	沓 内 哲	三井金属鉱業株式会社常勤監査役
監 査 役	山 下 雅 司	三井金属鉱業株式会社執行役員関連事業統括部副事業統括部長兼 関連事業統括部企画担当部長兼管理担当部長
監 査 役	小 畑 明 彦	弁護士

- (注) 1. 取締役中川哲央氏及び木部久和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役沓内哲氏、山下雅司氏及び小畑明彦氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、監査役小畑明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出
ております。
3. 監査役山下雅司氏は、三井金属鉱業株式会社の経理業務等を長年にわたり担当しており、財務及び会
計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役南正信氏は、事業年度末日後の4月1日付で執行役員事業統括本部副本部長兼事業企画室長に就
任しております。
5. 取締役木部久和氏は、事業年度末日後の4月1日付で三井金属鉱業株式会社の代表取締役専務取締役兼
専務執行役員に就任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基礎報酬	業績報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	142,734 (7,260)	97,117 (7,200)	28,857 (0)	16,760 (60)	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	29,669 (10,890)	27,579 (10,800)	0 (0)	2,090 (90)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	172,403 (18,150)	124,696 (18,000)	28,857 (0)	18,850 (150)	14 (6)

- (注) 1. 上記人員には、2020年6月26日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。)
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。(当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。)
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・ 2020年度役員退職慰労引当金

取締役	9名分	16,760千円 (うち社外取締役 2名に対し 60千円)
監査役	5名分	2,090千円 (うち社外監査役 4名に対し 90千円)

 なお、上記支給額には、当事業年度中に役員退職慰労金として費用処理した7千円を含んでおります。
5. 当社は役員賞与を廃止しており、支給額には役員賞与は含まれておりません。
- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
2020年6月26日開催の第77期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。
- ・ 監査役1名に対し150千円
- ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針
当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に

かかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの決定が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ・基礎報酬（固定報酬）に関する方針

取締役報酬規程において、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金が当社の取締役報酬として定められており、同規程ならびに取締役退職慰労金規程に基づき報酬制度を運用しています。基礎報酬については、会社業績、社員最高年収、世間水準などを総合的に勘案したうえで、社長の基礎報酬年額（7月～翌年6月の基礎報酬額）を設定します。社長を除く各役位の取締役の基礎報酬年額は、社長の同年額を基準に職責に応じた役位毎の比率を目安に算出します。上記世間水準は、政府統計などの外部の調査データ等を活用し把握します。

加えて、退任時に支給する退職慰労金は、取締役退職慰労金規程に基づき取締役会及び株主総会の決議を経て支給します。

- ・業績報酬（業績連動報酬）に関する方針

取締役報酬規程に定める業績報酬の算定にあたっては、経営上重要とみなす指標において期初設定予算の達成度合を基に、当事業年度の当該報酬の支給実績をも勘案したうえで総合的に判断し決定します。上記指標は、各事業年度の安定的な収益計上および株主還元を重視して、当事業年度の経常利益(1,309百万円)・配当額(1株当たり330円)を重要指標の主なものとし採用しています。

なお、経営の執行を公平な立場で判断する社外取締役については、基礎報酬のみを支給し、業績報酬の支給対象としません。

- ・非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬については取締役報酬規程に定めはなく、現在は導入していません。今後、社外取締役を除く各取締役に対し当該報酬を導入しようとする場合は、同規程の改定をはじめ取締役会決議、株主総会への付議などの手続きを取り進めます。

- ・報酬等の割合に関する方針

取締役の各報酬の支給割合は、基礎報酬、業績報酬、退職慰労金の過去10年間（2011年度～2020年度）の支給実績に基づき概ね以下のとおりです。但し、各報酬はそれぞれの方針に基づき決定されるため、以下の支給割合は変動します。

基礎報酬 (固定報酬)	業績報酬 (業績連動報酬)	退職慰労金
70%～55%	35%～20%	15%～10%

退職慰労金は任期1年分を基礎報酬・業績報酬と合算した際の割合。

- 報酬等の付与時期や条件に関する方針
基礎報酬額及び業績報酬額の改定については、取締役報酬規程に基づき前年度の業績が確定した毎年7月に実施します。役位の変更があった場合には、新役位就任の月の翌月から基礎報酬額を改定します。
基礎報酬及び業績報酬は、取締役の在籍期間中に月額均等払いで支給します。
- 報酬等の委任に関する事項
取締役報酬規程に基づき、基礎報酬額及び業績報酬額は株主総会の決議を得た限度額以内において、取締役会から委任を受けた報酬委員会が決定しこれを取締役に報告します。当委員会は、会長、社長、社外取締役、総務部主管取締役で構成され、招集者及び議長は会長又は社長が務めます。報酬委員会に委任した理由は、ガバナンス強化の観点から、社外取締役を含む取締役を構成員として、かつ、アドバイザーとして社外監査役が参加することで役員報酬決定に至る一層の透明性、妥当性が確保できるものと判断したためです。当委員会では、構成員の全員一致をもって決定しています。報酬委員会の構成は下記のとおりです。
 - 議長 : 【代表取締役社長】 名井 肇
 - メンバー : 【社外取締役】 中川哲央、木部久和
: 【総務部主管取締役】 阿武宏明
 - アドバイザー : 【社外監査役】 沓内哲、山下雅司、小畑明彦
- 上記のほか報酬等の決定に関する事項
取締役報酬規程では、取締役会の決議により基礎報酬減額の措置をとることができます。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役木部久和氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の取締役常務執行役員関連事業統括部長を兼務しております。
 - ・監査役沓内哲氏は関係会社である三井金属鉱業株式会社の常勤監査役を兼務しております。
 - ・監査役山下雅司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の執行役員関連事業統括部副事業統括部長兼関連事業統括部企画担当部長兼管理担当部長を兼務しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役中川哲央氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の経営上有用な発言等をいただきました。また、当該事業年度に開催された報酬委員会に参加し、取締役の報酬の審議では適宜必要な助言をいただきました。
 - ・取締役木部久和氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い経験に基づき社外取締役として中立かつ客観的な立場から、当社の企業価値向上に寄与する有用な発言等をいただきました。また、当該事業年度に開催された報酬委員会に参加し、取締役の報酬の審議では適宜必要な助言をいただきました。
 - ・監査役沓内哲氏は、2020年6月26日就任以降開催された取締役会10回全てに出席、また監査役会6回全てに出席し、関係会社の監査役としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っていただきました。
 - ・監査役山下雅司氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、また監査役会9回全てに出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っていただきました。
 - ・監査役小畑明彦氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、また監査役会9回全てに出席し、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から当社の経営上有用な発言等を行っていただきました。
- (注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役及び社外監査役に対して事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。
また同様に当社では、監査役会に出席できない社外監査役に対して事前に資料配布等を実施し、コメント等をできるようにしております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 現在の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項
該当事項はありません。
- (5) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人に対する報酬等の額
- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 19,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |
- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査実績との整合性及び職務遂行状況、並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- (7) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容
該当事項はありません。
- (8) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する

る議案の内容を決定いたします。

なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長が「社是」、「経営理念」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ② 取締役会規程等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制としております。
- ③ 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の3者による監査体制の確立を図ることとしております。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、外部専門家を窓口にする内部通報制度(ホットライン)の運用等により、その適合性確保を図っております。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたリスク、その他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 開催にあたり、各取締役に事前に取締役会資料を配布し、必要に応じ議案の説明しております。
- ③ 取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標、並びにその他の重要事項については、経営方針会議と執行役員制度を導入し、迅速な業務執行とその実現を目指しております。
- ④ 執行役員は取締役会での決定事項を各部門へ浸透させ、各部門は目標に向けて、具体的な行動計画の策定及び予算の策定並びに月次・四半期業績管理を実施しております。取締役会、経営方針会議では状況を定期的にレビューしております。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保することとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。また、当該使用人の人選については、取締役からの独立性に配慮しつつ、監査役の意見を参考として決定し、当該使用人の異動、人事評価等については、常勤監査役と事前に相談を行います。当該使用人が監査役の職務を補助するにあたっては、取締役から独立して監査役を補佐し、監査役会等において監査役からの指示を受けるとともに、指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行います。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令及び社内規則に従って、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を報告しております。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、監査役を監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認めております。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長又は会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施しております。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役職務の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、取締役会に上程する審議事項に関する資料は、出席者が十分な準備を行えるように事前配布とし、必要に応じて議案の事前説明を行っております。取締役会では取締役及び監査役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っております。

社外役員は、独立した立場にて専門的見地から意見を表明し、取締役の業務執行に関し提言を行っております。

経営方針会議と執行役員制度を導入し、取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標並びにその他重要事項について、迅速な業務執行とその実現に取り組んでおります。当事業年度において経営方針会議を21回開催いたしました。

(2) コンプライアンスに対する取り組み

法令遵守が企業活動の前提であることを社内へ徹底するとともに、監査役、会計監査人及び内部監査部門が各立場にてモニタリングを実施し、お互い連携をすることでコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、外部の弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度を設け、社内へ周知をしております。

(3) リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用をし、当事業年度において、12回開催いたしました。同委員会では、各種リスクの把握やその対応について協議をし、その状況を経営方針会議に報告をしております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度において9回開催いたしました。監査役会では、各監査役が監査に関する重要な事項について報告をし、協議・決議を行っております。

監査役は、取締役会ほか、経営方針会議などの重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認しております。

また、監査役は、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会の設定、内部監査室との連携及び社長、会計監査人との間で定期的な意見交換を実施し、監査の実効性を図っております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	9,543,230	流動負債	2,722,940
現金預手	569,202	支払手形	19,283
電取	809,252	電子記録債権	89,078
完成工事未収入金	4,279,297	工事未払金	772,972
売掛金	404,705	買掛金	122,148
商品及び製品	386,645	未払費用	69,037
未成工事支出金	96,402	未払法人税等	139,040
材料貯蔵品	96,402	未払消費税等	572,613
関係会社預け金	59,557	完成工事受入金	167,578
そ の 費	2,452,205	完成工事補償引当金	28,684
	50,644	工事損失引当金	16,379
	7,220	賞与引当金	16,781
固定資産	1,708,635	賞与引当金	682,000
有形固定資産	658,422	その他の負債	27,341
建物・構築物	290,209	固定負債	1,075,279
機械・運搬具	51,531	退職給付引当金	947,931
工具器具・備品	60,807	役員退職慰労引当金	102,875
土地	251,012	資産除去債務	21,569
建設仮勘定	158	その他の負債	2,903
そ の 他	4,704	負債合計	3,798,219
無形固定資産	25,282	純資産の部	
投資その他の資産	1,024,930	株主資本	7,336,676
投資有価証券	318,926	資本金	866,350
破産更生債権等	11,865	資本剰余金	753,385
繰延税金資産	593,529	資本準備金	753,385
長期差入保証金	111,674	その他資本剰余金	0
そ の 他	800	利益剰余金	6,359,942
貸倒引当金	△11,865	利益準備金	197,611
		その他利益剰余金	6,162,331
		固定資産圧縮積立金	28,600
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	5,533,731
		自己株式	△643,001
		評価・換算差額等	116,969
		その他有価証券評価差額金	116,969
		純資産合計	7,453,646
資産合計	11,251,866	負債・純資産合計	11,251,866

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

科 目	内 訳	金 額
	千円	千円
売 上 高		
完成工事高	10,747,388	
製品等売上高	2,266,166	13,013,554
売 上 原 価		
完成工事原価	8,558,862	
製品等売上原価	1,175,880	9,734,742
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,188,526	
製品等売上総利益	1,090,285	3,278,811
販売費及び一般管理費		2,003,676
営業利益		1,275,135
営業外収益		
受取利息配当金	22,015	
その他	13,534	35,550
営業外費用		
その他		1,169
経常利益		1,309,516
特別損失		
固定資産除却損		4,685
税引前当期純利益		1,304,830
法人税、住民税及び事業税		541,617
法人税等調整額		△138,260
当期純利益		901,473

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 積 立 金	途 過 剰 金	
当 期 首 残 高	866,350	753,385	0	753,385	197,611	28,600	600,000	4,955,679	5,781,891		
期 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△323,422	△323,422		
当 期 純 利 益								901,473	901,473		
自 己 株 式 の 取 得											
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 期 中 の 変 動 額 (純 額)											
期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—	578,051	578,051		
当 期 末 残 高	866,350	753,385	0	753,385	197,611	28,600	600,000	5,533,731	6,359,942		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△343,639	7,057,987	64,950	64,950	7,122,937
期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△323,422			△323,422
当 期 純 利 益		901,473			901,473
自 己 株 式 の 取 得	△299,361	△299,361			△299,361
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 期 中 の 変 動 額 (純 額)			52,019	52,019	52,019
期 中 の 変 動 額 合 計	△299,361	278,689	52,019	52,019	330,709
当 期 末 残 高	△643,001	7,336,676	116,969	116,969	7,453,646

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券 : その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ :

時価法

たな卸資産 : 未成工事支出金

個別法による原価法

: 商品・製品・材料貯蔵品

月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 : 定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 : 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 工事損失引当金 : 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- 賞与引当金 : 従業員の賞与支払いに備えるため、翌期支給見込額の当期負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく必要設定額を計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替相場の変動等により損失の可能性がある外貨建売上及び仕入の予定取引について、これと同一通貨の為替予約を契約することにより、当該リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引（為替予約）は実需の範囲内で行う方針としております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である予定取引とは重要な条件がほぼ同じであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判断を省略しております。

(2) 消費税等（消費税及び地方消費税）の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額： 1,496,360千円
2. 保証債務
財形持家融資制度及び住宅資金斡旋制度に基づく、従業員の銀行借入に対する保証であります。
保証債務額： 544千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は5,275千円であります。
4. 関係会社債権債務
関係会社債権： 2,452,205千円
関係会社債務： 5,637千円

損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額： 16,781千円
2. 関係会社との取引高
営業取引高
売上高： ー千円
仕入高： 74千円
その他の営業取引高： 19,855千円
営業外取引高
預け金に係る利息等： 12,972千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,602,500	－	－	2,602,500
合計	2,602,500	－	－	2,602,500
自己株式				
普通株式 (注)	114,637	67,200	－	181,837
合計	114,637	67,200	－	181,837

(注) 自己株式の普通株式増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

2020年5月11日の取締役会決議による自己株式の取得 67,100株
単元未満株式の買取による増加 100株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	323,422	利益剰余金	130	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	798,818	利益剰余金	330	2021年3月31日	2021年6月30日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	3,633
賞与引当金	208,828
未払事業税	31,541
賞与引当金に係る未払社会保険料	34,694
退職給付引当金	290,256
役員退職慰労引当金	31,500
完成工事補償引当金	5,015
工事損失引当金	5,138
有価証券退職給付信託拠出損	31,791
資産除去債務	6,604
その他	10,554
繰延税金資産計	<u>659,559</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△51,623
固定資産圧縮積立金	△12,622
その他	△1,783
繰延税金負債計	<u>△66,029</u>
繰延税金資産の純額	<u>593,529</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%
住民税均等割等	1.19%
税額控除	△0.93%
その他	△0.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.91%</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金調達の必要性が生じた場合には、主に銀行からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクの軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引の可否を決定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは自由であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権債務管理要領に従い、営業債権について、各支店・営業所の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、決裁権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金預金	569,202	569,202	—
(2) 受取手形	809,252	809,252	—
(3) 電子記録債権	428,097	428,097	—
(4) 完成工事未収入金	4,279,297	4,279,297	—
(5) 売掛金	404,705	404,705	—
(6) 関係会社預け金	2,452,205	2,452,205	—
(7) 投資有価証券 その他有価証券	317,276	317,276	—
(8) 支払手形	(19,283)	(19,283)	—
(9) 電子記録債務	(89,078)	(89,078)	—
(10) 工事未払金	(772,972)	(772,972)	—
(11) 買掛金	(122,148)	(122,148)	—
(12) 未払金	(69,037)	(69,037)	—
(13) 未払法人税等	(572,613)	(572,613)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金、(5) 売掛金、並びに (6) 関係会社預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(8) 支払手形、(9) 電子記録債務、(10) 工事未払金、(11) 買掛金、(12) 未払金、並びに(13) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1)	1,650
② 長期差入保証金 (* 2)	111,674

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(* 2) 賃借物件において預託している長期差入保証金は、市場価格がなく、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金預金	569,202
受取手形	809,252
電子記録債権	428,097
完成工事未収入金	4,279,297
売掛金	404,705
関係会社預け金	2,452,205

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金は 又出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	三井金属鉱業株式会社	東京都品川区	42,129,465	機能材料 非鉄金属 自動車部品	(被所有) 直接 32.30	余剰資金の預入れ 営業上の取引 役員の兼任	余剰資金の預入れ 利息の受け取り	△737,027 12,972	関係会社預け金	2,452,205

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

余剰資金の預入れについては、三井金属鉱業株式会社における関係会社預り金制度に基づくものであり、預け金に付される利息については、市場金利を勘案した上で、同社と利率を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 3,079円18銭
- 1 株当たり当期純利益 365円80銭

重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式としての自己株式の処分)

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2021年8月27日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 44,760株
(3) 処分価額	1株につき6,210円
(4) 処分価額の総額	277,959,600円
(5) 割当予定先	当社従業員 299名 44,760株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本年、創業70周年を迎えました。これまで当社の発展に多大な貢献をしてきた従業員の日頃の労に報いると共に、当社の企業価値の更なる向上に取り組むインセンティブとして、このたび自己株式を処分するかたちで当社の普通株式44,760株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを2021年5月10日開催の取締役会にて決議いたしました。

これは、対象とする従業員の勤続年数に応じ、1名につきそれぞれ当社株式を100株（1単元）から200株（2単元）までの範囲で株式を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を2021年8月27日～2026年6月1日（4年9ヵ月）と設定いたしました。

対象の従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が自己株式を処分し割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当該自己株式処分に伴い、当社と従業員との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 ナカボーテック
取締役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永峯 輝一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田原 論	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカボーテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ナカボーテック 監査役会

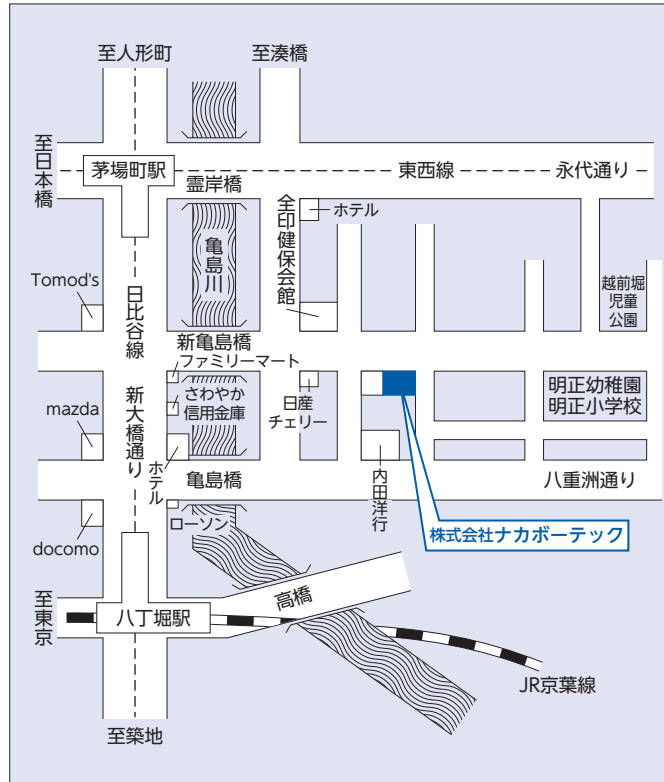
監査役（常勤）	綾 部 靖 彦	㊟
監 査 役	沓 内 哲	㊟
監 査 役	山 下 雅 司	㊟
監 査 役	小 畑 明 彦	㊟

(注) 監査役沓内哲、山下雅司及び小畑明彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区新川二丁目5番2号
 当社本店 7階会議室



- 交 通
- 東京メトロ 東西線 茅場町駅下車 (3番出口)
 - 東京メトロ 日比谷線 茅場町駅下車 (1番及び2番出口)
 - J R 京葉線 八丁堀駅下車 (B1番出口)